

沖縄市社会福祉協議会（社協）中期経営計画 マ스プラン

令和6年度～令和10年度



シンボルキャラクター
オカー先生

島マス（オカー先生）プロフィール

島マスは、1900年（明治32年）美里村生まれ。

19歳で尋常小学校の教員に採用され、その後、結婚し8人の子宝に恵まれる。

順風満帆だった島マスの人生は沖縄戦によって大きく変わる。

1945年沖縄戦が激化し一家で羽地へ疎開。そんな中、長男と次女が戦死してしまう。

悲しみに暮れるなか、自身も捕虜となってしまうが、米軍の指示で元教員が集められ青空教室が開講。そこで目にしたのは戦争未亡人や貧困にあえぐ子ども達の姿だった。

1948年、島マスは教員を辞め、福祉の道へ歩み出す。

子供を抱え、生きていくために特殊飲食街で働く母親（その多くは戦争未亡人であった）たちに手に職をつけさせるための職業訓練に奔走する。

また、マスは、犯罪を犯し軍裁判にかけられた子供たちの身柄を引き取り、「胡差児童保護所」をつくって、子供たちの更生に全力で取り組む。さらに、窃盗や特殊飲食街で保護された少女たちのために、自分の土地に「コザ女子ホーム」を開設し、彼女たちと共に生活する。

マスがつくったこの二つの施設は、後に琉球政府の管轄へと移管されるが、それは、児童福祉法などの制度がない時代に、マスの情熱と行動は、福祉の姿そのものである。

その後も、マスは、58歳で中部地区社会福祉協議会の事務局長に就任し、民間福祉の要である社協人として、地域の福祉地図をつくるなど、実態調査に基づく科学的な福祉事業を進めるとともに、組織をつくり、人を育て、精力的に福祉活動を展開していく。

マスは、88年の生涯を閉じるまで、ひたすら、「チムグリサン（心が痛む）」の心を信条とし、他人の苦悩や悲しみと寄り添い続けた。そして、いつしか彼女は、みんなから「オカー先生（お母さん先生）」と呼ばれるようになっていた。

沖縄市社協職員は、チムグリサン（心が痛む）の心を信条に、他人の苦悩や悲しみに寄り添いつづけた福祉の母「島マス」先生の情熱と行動を継承し、業務に取り組みます。

マスプランとは、Multiple and Aggressive Service プラン(マルチプル&アグレッシヴサービス・プラン)の略で、目標に向けて多角的に福祉活動を提供していくための計画のことです。

あいさつ

通称、社協と呼ばれる社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、すべての市町村、政令指定都市の区、都道府県、そして全国の段階に組織され、それぞれの社協が社会福祉法人として独立した組織運営を行っている民間団体です。

私たち沖縄市社会福祉協議会は、コザ市と美里村が合併し、沖縄市と同時に昭和49年に誕生し50年を迎えました。本会は、これまで、自治会や住民組織、社会福祉施設等の福祉関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなどの福祉団体、行政などの参加を得て、地域住民が主体となる地域福祉活動や人材育成、福祉教育・ボランティア活動の推進、障がい者社会参加促進事業、相談援助、権利擁護事業などを幅広く展開してきました。

しかしながら、昨今、かつてのような地縁・血縁や地域住民同士のつながりは希薄化が進み、社会的孤立による孤独死や虐待、ひきこもりなどの問題、経済的困窮による生活不安に加え、疾病や障害・介護、出産・子育てなど様々な分野の課題を複数抱えている世帯の増加、さらには、価値観の多様化などにより、地域生活課題は複合化・複雑化・深刻化しており、ニーズが多岐にわたり顕在化している状況があります。ニーズの発掘はもとより年齢や分野を問わず切れ目のない支援がより必要な状況となっています。

一方、我が国の社会保障・社会福祉の諸制度も、少子高齢化や経済低迷など社会経済状況が大きく変化するとともに、大きな改革が行われてきました。令和2年6月に社会福祉法が改正され、相談支援、参加支援、地域作りに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設される等、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築が求められています。沖縄市でも「重層的支援体制整備事業」は行政が実施主体となり「地域福祉の施策化」が進められ、社協以外の関係機関が地域福祉の領域に参入することが想定されます。本会においては、さまざまな地域福祉を推進する関係機関と連携協働し、さらに「地域福祉を推進する中核的な団体」としての役割を発揮していく必要があります。

そのために本会では、地域共生社会の実現に向けて、事業の効率的・効果的な実施と組織の基盤強化、人材育成・確保に取り組み、地域福祉の推進を図るため令和6年度を始期とした5か年の「中期経営計画（通称マस्पラン）」を策定しました。

この計画で掲げた目標を達成し、本会が使命として掲げる「ひとりの幸せから地域の幸せを創造する社協」に近づけるよう、今後とも役職員一同努力してまいり所存ですので、より一層の御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、策定に当たり御尽力いただきました、沖縄市社協あり方委員会の皆さま、沖縄市社協財政健全化委員会の皆さま、関係団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

沖縄市社会福祉協議会
会長 島田 薫

1. 中期経営計画策定の目的

社会構造や地域環境の急速な変化などを背景とし、地域福祉の中心的な担い手として社協がその使命を果たし続けるためには、中長期的な展望に基づいて組織経営のビジョンを明らかにし、組織の理念、取り組むべき重点目標、経営方針に基づいた事業計画を定め、本会の存在意義を広く市民に示す必要があります。

また、継続的かつ安定的な組織運営と事業活動を可能とするためには、自主財源も含めた多様な財源の確立により、適正な収益の確保を目指した財政基盤強化の取り組みも喫緊の課題となっています。

そのために本中期経営計画により、継続性・計画性に基づいた今後の方向性の明示と、事業活動の強化や新たな事業の展開に具体的に取り組むとともに、社協内の組織変革や意識改革を図り、本会が沖縄市において地域福祉を推進する中核的な団体として役割を果たすため、令和6年度に策定し、令和7年度から令和10年度まで4年計画で実行する計画とします。

2. 計画の効果

- ・社協の使命や経営理念、基本方針を明確にし、全役職員へ浸透させることができます。
- ・継続的、計画的な意思決定により組織運営、事業実施が推進できます。
- ・沖縄市民や行政、関係機関に説明責任を果たし、存在意義や信頼感を高めます。

3. 計画の期間

令和6年度を準備期間とし、令和7年度から令和10年度までの4年間を実行期間とします。毎年度、「第6次沖縄市地域保健福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との整合性を保つため、CAPDO サイクルによる進行管理を行います。

なお、令和8年度には、「沖縄市第7次地域保健福祉計画」及び「地域福祉活動計画」（令和9年度～令和13年度）の策定業務が行われることから、本会の中期経営計画についても、上記の両計画との整合性を含め、第2次中期経営計画（令和11年度～15年度）を策定していきます。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
計画実行に向けた準備期間	CAPDO サイクルによる現状把握・改善・計画見直し・実行・理事会への報告・外部評価の実施（毎年、適宜実施する）	第6次地域福祉保健計画・地域福祉活動計画の評価及び次期計画策定		第2次中期経営計画に向けた見直し及び策定

4. 沖縄市社協の使命（沖縄市社協の目指すもの）

【活動スローガン】

ちゅいしいじいの心でつなぐおおきなわ

「ちゅいしいじい」とは沖縄語で互いに助け合うこと。自分にできることは進んで行き、出来ることで助け合おうという考え方。また「おおきなわ」とはおきなわ市のすべての市民が支え合い助け合いの輪を作り、そのおおきな輪を大きくたくさん作っていくことを目指すものです。

【理念】

ひとりの幸せから地域の幸せまでを創造する

沖縄市地域保健福祉計画の基本理念である「ちゅいしいじいの心でつながり福祉文化が息づく沖縄市」を目指し、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者との協働により地域生活課題の解決に取り組み、「ひとり一人の幸せ作り」を目指す個別支援を通して、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「しあわせな地域作り」を目指す地域共生社会づくりを推進することを使命とします。

・地域共生社会づくりの推進に向けて、重層的体制整備事業を基盤とした、地域社会とのつながりを作る「参加支援」、支援ケースを見つけに行くアウトリーチ等を通じた「相談支援」、さらには、交流や社会参加の場となる「地域づくり」を一体的に実施することで、「縦割り」「支え手と受け手」「世代や分野」を超えて、社会参加に向けて段階的に支援が必要な市民、自ら支援の手を挙げることに困難な世帯、地域から孤立している市民や世帯等の課題解決と支援に向けて、多機関協働のネットワークにより市全体で包括的に取り組みます。

【組織目標】

1. あらゆる生活課題への対応

市民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援や仕組み作りに取り組みます。特に、経済的困窮やひきこもりによる孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題の解決に向けて、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場作りや仕組みづくりを行います。

2. 個別支援から地域づくり支援への一体的展開

福祉的支援を必要とする市民ひとり一人への個別支援と、その人々が受け入れられる地域づくり支援を結び付ける取り組みの一体的展開を行う。そのために、本人や家族の生活課題や個別ニーズに向き合いながら本人の力を引き出し、社会資源の活用や開発を行いつつ住民による地域づくりへの一体的展開を図ります。

3. アウトリーチ（地域に出向く活動）の徹底

これまでのコミュニティーソーシャルワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ

を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワーク作りに取り組みます。

4. 財源確保の取り組みの強化

社協事業の性質や内容を踏まえ、住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向けて、地域の実情に応じた多様な財源の活用と、地域住民に対して解決が必要となる地域課題やニーズへの理解と共感を得ること通して、新規事業や会員増強などの自主財源の確保に向けての取り組みを強化します。

5. 行政とのパートナーシップ

社協の地域福祉活動、深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、法人後見事業等の権利擁護事業への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画、中期経営計画等と一体的な事業を推進し、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

6. 継続的・計画的な組織運営

中期経営計画の周知により役職員への経営理念の浸透と、事務局機能の強化を図るとともに、事業の選択と集中の取り組みを行い、業務の効率化と質の向上による職員の負担軽減を図り、継続的・計画的な組織運営を目指します。また、外部有識者による各種委員会や専門家の活用を行い、経営計画等への参画や事業への評価・助言を求めます。

- ・市とパートナーシップを確立するとともに、地域に開かれた組織として経営の透明性と中立性、自主性、継続性、公正さの確保を図ります。
- ・地域住民や関係機関・団体等あらゆる関係者の参加・協働の場をつくり、人と人、人と地域をつなぐ拠点としての役割を果たし、複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応できるよう総合的・包括的なネットワークづくりに努めます。
- ・個人の尊厳を守り自立を支えるため、あらゆる専門機関とともに権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核的な役割を目指します。
- ・社協の開拓性、即応性、柔軟性を発揮し、新たな仕組みづくりや社会資源の開発にチャレンジします。

【職員目標】

1. あらゆる住民ニーズを把握し、受け止めます。
2. ニーズに寄り添う個別支援と、誰もが豊かに暮らせる地域づくりを一体的に進めます。
3. 多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進します。
4. 権利擁護支援のために関係者のネットワークを構築し、支援体制の整備を進めます。
5. あらゆる機関・団体との連携・協働の促進、組織化に取り組みます。
6. 市民からの福祉活動・福祉事業の企画・実施・提案について、協力し支援します。
7. ソーシャルアクション・コミュニティーソーシャルワーク（CSW）を実践します。
8. 市民への広報活動・福祉教育に取り組みます。
9. 災害の被災者や復興支援に取り組むとともに、地域の防災活動も支援します。
10. 地域福祉の人材を育成します。

11. 共同募金・歳末助け合い運動を推進します。
12. 組織運営や地域福祉活動の財源を確保します。

5. 事業目標

現状課題	将来あるべき姿	ビジョン達成するための方法（方針）	スケジュール			
			R7	R8	R9	R10
人材育成のための研修計画が未策定	職員の研修計画を作成しスキルアップできる	職員向けの研修会を計画的に開催する	⇒ 計画作成検討	計画・実行⇒	⇒	⇒
部署ごとに自治会との関係性に差がある	どの部署も自治会の状況や課題を理解する	各自治会に出向き担当の事業説明する	検討⇒	行⇒ 計画・実	⇒	⇒
個別相談支援のフォローアップ・連携が未確立	関係機関と連携し個別支援が継続できる	各専門分野へのつなぎを円滑に行うために、相談関係機関との連絡会を開催しフォローアップ支援の検討 重層的支援体制整備事業における多機関協働の取り組みを活用する	絡会の開催⇒	⇒	⇒	⇒
事業継続計画（BCP）の策定が出来ていない	事業継続計画（BCP）の策定し災害時に備える	事業継続計画（BCP）の策定の研修会を開催する	⇒ 計画作成	見直し⇒	⇒	⇒
各事業のマニュアルが作成されていない	各事業のマニュアルを作成し、担当職員が変更になっても継続できる	担当職員でマニュアル作成をする	検討⇒	作成⇒	⇒	⇒
社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不十分	社会福祉法人・福祉施設との社連携・協働する場がある	社会福祉法人・福祉施設との連絡会を開催し課題を共有する	連絡会の開催⇒	⇒	⇒	⇒

総務係								
事業名	現状課題	将来あるべき姿	ビジョンを達成するための方法（方針）	評価	スケジュール			
					R7	R8	R9	R10
法人運営事業	中期経営計画を作成しなかったため、社協の理念や目標が浸透していなかった。	地域福祉計画や中期経営計画に沿い、役職員が一丸となる。 役職員及び全職員が使命・理念などを理解し説明できる	中期経営計画を作成し社協職員全員で読み合わせし組織の理解を深める。 理事会・評議員会、自治会など社協事業説明の場を設ける	継続	計画の実行⇒	⇒	⇒	計画の評価⇒
財政基盤強化事業	安定的な財源確保が必要である。広報が不足している。	社協事業に賛同する寄付者を増やす。	広報の強化と寄附しやすい仕組みづくりを検討する。	継続	検討・実行⇒	実行⇒	⇒	⇒
会員加入促進事業	会員加入の減少	会員加入の増加	会員獲得のための体制づくりを検討する	拡大	検討・実行	⇒	⇒	⇒
広報啓発事業	ホームページ、Facebook、ラジオ、広報誌などで広報しているが情報が偏っている。	職員が広報技術を習得し、様々な媒体を活用した方法で情報を発信する。 市民に情報が行き渡る	職員全員が広報技術を習得するため研修会に参加する	継続	研修会参加・運用の検討⇒	⇒	⇒	⇒
沖縄市福祉大会	毎年開催し定着したが、被表彰者の調査に時間をかける必要がある。	社会福祉大会だけではなく、ボランティアや市民活動等の細かな福祉功労者の情報収集と表彰の検討	大会の質を上げるための企画準備を設けるため大会開催を隔年化する。	見直し	検討⇒	⇒	⇒	⇒
沖縄市福祉まつり	収益目的の団体と、活動内容の紹介目的の団体、会員の社会参加等、出展団体により参加目的が変わってきている。また、社会福祉制度の改革により福祉まつりの定義、あり方が問われている	参加目的別の開催や他のイベント等との共同開催	福祉まつりの開催の目的・意義を再検討	見直し	検討⇒	⇒	⇒	⇒
団体助成事業	市内の社会福祉事業を行うことを目的とする団体に対して助成し、その団体の育成と地域福祉の向上を図る。	法人格を有しない任意団体が行う社会福祉に関する事業を応援する	赤い羽根の配分金を活用するので、募金運動と連動する	継続	募集継続⇒	⇒	⇒	⇒

福祉サービス苦情解決事業	電話での苦情はあるが、第三者委員まで上げる案件はない	職員の質の向上 市民のご意見を聴く姿勢をもつ	・他機関や市民などからの意見・要望・苦情を常に職員で共有する ・研修会の参加	継続	職員共有・研修会の参加⇒	⇒	⇒	⇒
赤い羽根共同募金運動	募金が減少している	募金運動の実施運営を継続する	県共募との連携を強化する	継続	継続⇒	⇒	⇒	⇒
歳末たすけあい運動				継続	継続⇒	⇒	⇒	⇒
歳末たすけあい義援金支給事業	自治会を通して困窮者世帯に義援金を配布しているが、困窮者世帯の定義が曖昧であることと把握が困難である	自治会を始めとする各コミュニティと一緒に困窮者世帯の把握ができる	他市町村の本事業の状況を情報収集する	継続	情報収集⇒	検討⇒	⇒	⇒

福祉総合相談係								
事業名	現状課題	将来あるべき姿	ビジョンを達成するための方法(方針)	評価	スケジュール			
					R7	R8	R9	R10
アウトリーチ相談事業	専任の相談者がおらず兼務で対応している。 伴走支援のゴール設定が難しい	専任の福祉何でも相談員の配置及び専門相談窓口の拡充	・市に対し予算措置の要請(重層支援体制整備事業に統合)	継続	重層支援体制整備に統合⇒	⇒	⇒	⇒

フードバンク事業 (食支援事業)	価格高騰等、経済環境が逼迫し利用者は年々増えている。ひとり品運動が市内外で浸透しており、寄贈数も増えてきている。 備蓄施設がないため、大口の受け入れが難しいことや、冷凍・冷蔵の受け入れ体制が整っていない	大口の食料品を受け入れ可能な拠点を整備し、沖縄市内だけでなく中部地区の食料受け入れハブ拠点として機能する。 必要な物資を選んで持って帰ることのできる食支援の展開。 支援の受け手が支える側に回れるような支援を行う。	・拠点整備のための財源確保 ・社協だけでなく市内の社会福祉法人や民間企業を巻き込んだ備蓄倉庫ネットワークを構築する。 ・助成金の活用 ・市民への寄贈の呼びかけの他活動のPRを行い、企業からの寄付や寄贈を増やす	継続	ネットワークの構築・助成金の情報収集・検討⇒	⇒	⇒	⇒
ジモティー事業	物品受け入れ数に対し、マッチング数が少ない	市内の福祉団体につながらない場合、社協で販売し、福祉活動に充当できる	寄贈した市民や企業に対し説明をしっかりと行い福祉活動費に充てることへの理解を求める。	運用見直し	取扱検討⇒	⇒	⇒	⇒
法外援助事業	フードバンク事業同様に利用希望者は増加しており、ニーズは高い。	制度の狭間に対応した柔軟な支援ができる	ケース検討を重ねていく	継続	継続⇒	⇒	⇒	⇒
要約筆記者養成事業	市からの委託で要約筆記者養成講座を開催している。 市単独で開催しているのは沖縄市のみ	市内の聴覚障がい当事者団体が運営し、地元で活躍する要約筆記者を育成する	委託先の見直しや、当事者団体へのノウハウの提供	見直し(廃止)	廃止⇒	⇒	⇒	⇒
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業の中の要約筆記者等派遣事業を担当している。	市内の聴覚障がい当事者団体が運営し、地元で活躍する要約筆記者等を派遣し、合理的配慮について啓蒙する	委託先の見直しや、当事者団体へのノウハウの提供	見直し(廃止)	廃止⇒	⇒	⇒	⇒

生活福祉資金貸付事業	<p>コロナ特例貸付事業が終了し、償還が始まっている。それに伴い延滞者等に償還指導が必要になっている。</p> <p>また、コロナ禍で社会福祉協議会を認知した困窮者から再度の貸付依頼が殺到しているが、特例と本則との貸付要件の違いから貸付に至らず支援につながらない人がいる</p>	<p>社協、パーソナルサポートセンター、その他民間事業者や行政と重層的な支援体制を整備し、貸付に至らなかった場合の支援策の整備。</p> <p>償還指導時に新たな支援が必要な人をつなげていく仕組みがある。</p>	<p>相談支援技術の向上</p> <p>他機関との円滑な連携が図れるような体制を整備する</p>	継続	体制整備⇒	⇒	⇒	⇒
------------	---	--	--	----	-------	---	---	---

地域福祉係								
事業名	現状課題	将来あるべき姿	ビジョンを達成するための方法（方針）	評価	スケジュール			
					R7	R8	R9	R10
小地域ネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業としてCSWが配置されているのではなく、社協職員がCSW機能を持ち、各々が市民相談を受けている状況。 ・各地域の福祉課題やニーズ把握ができていない。 ・地域の特性に応じた取り組みの促進が必要だが、地域担当が丁寧に関わりきれていない。 ・属人的な業務になっており、内容が共有・把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要支援者の情報把握、早期発見、対応ができる。 ・あらゆる地域住民ニーズを受け止め、地域課題解決に向けて支援するCSWの配置。 ・地域の個別支援ニーズから地域課題を捉え、地域住民主体の取り組みの促進や新たな仕組みづくりに取り組む。 ・地域の見守り体制づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の福祉的課題やニーズを受け止め、必要な支援につなげる（アウトリーチ、CSW機能の強化）。 ・ニーズに寄り添う支援。（CSW機能の強化、重層的支援事業との連携） ・各地域で福祉連絡会を開催し、要援護者やその家族に対する小地域ネットワークを形成する。 ・各地域の特性や福祉課題に応じた地域福祉活動や住民主体の取り組みを推進するため、全圏域ごとにCSWを配置。 ・社協全体で個別ケースや地域課題を共有する場づくり（ケース検討会の開催） 	継続（発展的見直し）	事業内容及び支援体制の見直し・担当職員の意識を高める	地域の個別支援から地域づくりにつなげる取り組みの実施	⇒	⇒

地域見守りネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・協定先との連携協力体制が充分でない。 ・新規の協定が結べていない。 ・既存の協定事業所からの連絡等が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定事業所を増やし、新たな見守り支援を展開する。 ・既存の協定事業所との相互の関わり、コミュニケーションができ、見守り連携体制が構築できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな見守り事業所等の開拓。 ・既存の協定事業所とのコミュニケーションを増やし、新しい活動の検討を行う。 	継続発展	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業所を増やす ・既存の協定事業所との連携強化 	継続	⇒	⇒
こどもの未来応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄市社協で唯一こども支援関連事業を実施している。 ・市内のこども支援関連団体とのつながりが増えた。 ・財源が不安定で、新たな事業展開ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度や福祉サービスでは対応できないこども対象のインフォーマル支援を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども支援コーディネーターの配置 ・支援を希望する企業等と支援団体のマッチング 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制の見直し⇒ 支援団体との連携 	継続	⇒	⇒
災害時あんしん避難支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成・更新作業の業務過多。 ・暴風雨災害や地震の頻発による事業への注目が高まっているが、そのために事業や社協批判が起こっている。(事業主旨の誤解がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災についての自助・共助力を高める取り組みの推進。 ・事業展開できる職員体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の策定を通して要支援者自身やご家族や支援者等で、避難訓練を実施したり、日頃からの備えを確認したり等、自助力の向上を図る。 ・災害に関する勉強会等を企画し地域の防災・減災意識向上を図る。 ・ICT技術の活用 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定業務の見直し ・市民への防災意識向上を図る取り組み⇒ 	継続	⇒	⇒

ボランティアセンター運営事業	職員の兼務による業務過多のためコーディネート業務が追いついていない。ボランティアのニーズは高いが担い手不足のためマッチングができないケースもある。	ボランティア活動・地域福祉活動を希望する市民と、地域住民や福祉団体等の抱えるボランティアニーズをマッチングさせ、コーディネートすることで人と人が支えあう地域づくりの一助とする。	ボランティア登録管理業務の効率化を図る。人材養成事業と連携しボランティアの担い手を育成する。	継続	継続 ⇒	⇒	⇒	⇒
福祉・ボランティア人材養成事業	福祉ボランティアのニーズは年々高まっているが、ボランティアの担い手が不足している。人材の養成を行っても継続が難しい。	地域におけるボランティア支援ニーズが高まっているが、実際に活動するボランティアや市民の担い手が不足している。地域福祉活動の担い手を増やすための取り組みを実施することにより、自分の地域の福祉課題を知り、自発的・主体的に取り組むを行う人材の育成、養成を図れる。	各種ボランティア養成講座を開催する。 養成したボランティア人材のモチベーション向上や維持を目的とした企画を検討する 学校における福祉教育は、委託できる団体があれば外部委託を検討。 地域における福祉教育に力を入れていく。	継続	一部見直し ⇒	⇒	⇒	⇒
特別清掃物件支援モデル事業	専門業者の協力が不可欠。 費用負担が大きい、無償で対応できる内容ではない。	生活環境が著しく悪化している居住者に対し、専門業者や関係機関等が関わり、清掃・片付けを実施することにより、住み慣れた地域で、安定した生活を取り戻し、維持できるようサポートすることができる。	インフォーマルな支援だけでは難しいので、行政に制度化してもらえよう要請する。	継続	・ 事業実施の方法見直し・財源の確保 ・ 制度化やサービスとしての支援の検討 ⇒	⇒	⇒	⇒

福祉的要配慮者風水災害ボランティアセンター運営事業	専門知識や技術が必要となるケースが多いので専門業者や専門職団体の協力が必要。 大規模災害になるとボラセン運営は社協職員のみでは不可。協力支援団体が必要。	災害により被災した福祉的要配慮者が、地域住民やボランティアの支援を受けることで、より早く平常時に近い生活に戻ることができる。	専門職団体や業者と協定を結び、有事の際に協働して災害ボランティアセンター運営を行える体制を作る。	継続	・運営体制づくり 災害時に備えた、災害ボラセン設置	⇒	⇒	⇒
沖縄市地域助け合いサービス事業	新たな地域のつながりを作る。住民主体の活動となっているか疑問が残る。お助け会員の不足が大きな課題。	地域助け合いサービスを通じて、ちょっとした困りごとを地域住民同士で解決できるようになる等、地域住民同士の新たなつながりが生まれることによって地域で安心して生活することができる。地域福祉活動の担い手の発掘と人材育成の手段となる。 各地域で、地域助け合いサービス事業として展開ができる。また、体制のフォローアップ。	事業継続のため活動費を値上げし、社協への事務手数料を生み出す。 福祉人材養成事業と連携して担い手を確保する。	継続	継続⇒	⇒	⇒	⇒
社会福祉実習生受け入れ事業	事業ごとの実習担当者の業務過多によりプログラム作成が困難となってきた。	社協や地域福祉について学ぶことで、地域福祉活動の担い手や専門職を増やす。	学生の実習テーマや達成課題に沿うような実習プログラムを組み、福祉専門職としての相談援助技術を習得させる。	一時休止	計・実施の可否の検 受け入れ体制の検	検討を継続	⇒	⇒

参加支援及びアウトリーチ等継続支援事業(重層的支援体制整備事業委託)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月～市受託。 専門員1名で2つの事業を担当している。 支援の届きにくい方等へのアウトリーチ支援 継続的な関わり、長期的な支援を要する方への支援 フォーマル、インフォーマル問わず、対象者の特性やニーズに応じた参加支援 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業を基盤とした「参加支援」「アウトリーチ等を通じた相談支援」「地域づくり」を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向け、取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の既存の相談事業や、アウトリーチ等を通じた相談支援で、あらゆる生活課題に対応する体制づくり。 個別支援ニーズから、地域づくりにつなげる一体的な支援体制の確立 職員の専門性の向上 	継続	受託継続できる体制づくり⇒	継続⇒	⇒	⇒
------------------------------------	--	--	--	----	---------------	-----	---	---

権利擁護係								
事業名	現状課題	将来あるべき姿	ビジョンを達成するための方法(方針)	評価	スケジュール			
					R7	R8	R9	R10
日常生活自立支援事業	ニーズが高く待機者は1年待ちである	専門員3人体制が理想である。 生活支援員を増やし、専門員が新規相談の時間がとれる。	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の県社協に現状を訴え続け人員増を目指す 地域の人材である生活支援員を増やす 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員の広報⇒ 県社協との調整 	⇒	⇒	⇒
市民後見推進事業	活動を希望する方が少ない	市民後見人になりたい希望者が増える	<ul style="list-style-type: none"> 責任が重たいというイメージを変えるために養成講座の内容を検討する 市民後見人の広報をする 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 広報の強化⇒ 運営委員との調整 	⇒	⇒	⇒
高齢者金銭管理等相談事業	個別支援業務量が多く、成年後見制度の広報・周知に手が回っていない。	市民の成年後見制度の理解が高まる	<ul style="list-style-type: none"> 市と事業内容の検討・調整 市民や福祉関係機関へ事業の周知 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市との調整・周知⇒ 	⇒	⇒	⇒

法人後見受 任事業	困難な事例が多 く対応に追われ ている。緊急時の 対応が多い。人員 不足	関係者との連携・調整・ 役割分担ができる。専門 員が困難事例を抱え込 まない	・利用者ごとに関係者 と密に連携を図る支援 体制を作る ・人員体制について市 と調整	継 続	市 との調整 ⇒ 関係者との連携	⇒	⇒	⇒
高齢者居住 サポート支 援事業	緊急連絡先さえ ない方は申し込 みできない。申込 できたとしても 連帯保証人がい ない人は成約で きる確率が低い	緊急連絡先や連帯保証 人がいなくても転居が できる	・他県の取り組みを情 報収集する ・居住支援連絡協議と の連絡・調整・課題の共 有 ・事業の方向性やあり 方を検討のため休止す る	休 止	の 連携 ⇒ ・居住支援協議会や関係機関と	⇒	⇒	⇒

6.総合相談体制づくりについて

本会の相談支援関連事業は、これまで3係（地域福祉係、福祉総合相談係、権利擁護係）でそれぞれの事業を担当し取り組んできましたが、ケース支援や情報の共有、係間や事業担当間での相互連携に工夫が必要かつ、制度の狭間やニーズへの対応、福祉的支援の入り口支援、アウトリーチが必要な市民への相談等、地域にある福祉的相談を包括的に受け止め取り組む必要性を強く感じておりました。

そのような中、令和6年8月より「重層的支援体制整備事業」における一部事業を受託させていただき、さらに令和7年4月からは重層的支援体制整備事業内の地域づくり事業が沖縄市で始まることから本会の総合相談支援体制もさらに強化していく必要性があります。

よって、本会の総合相談支援体制を下記の通り再構築することとしました。

(1) 社協内の総合相談支援体制の強化を目的に『地域福祉推進室』の設置

3係（地域福祉係、福祉総合相談係、権利擁護係）が相互に連携がとれるよう統括する室長（事務局次長が兼務）を配置し、総合相談支援体制の調整力の強化をめざす。

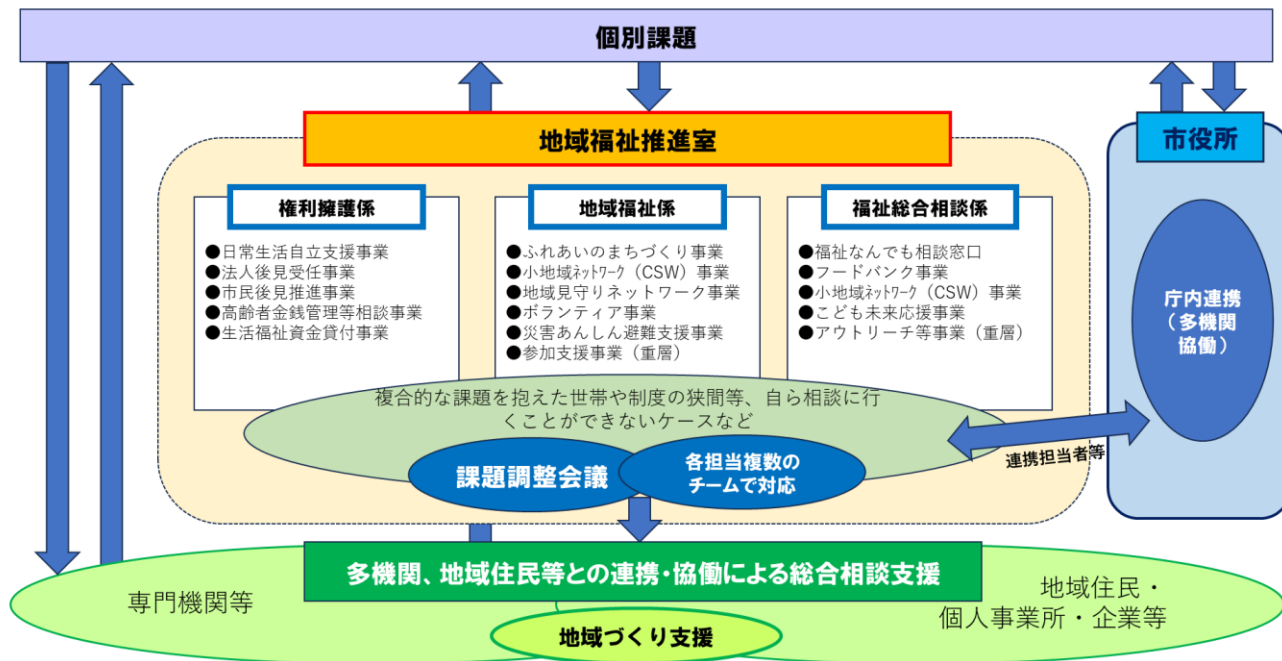
(2) 各係の事業（業務）仕分け

- ① 地域づくりに関する分野（事業）⇒地域福祉係
- ② 総合相談・個別支援に関する分野（事業）⇒福祉総合相談係
- ③ 権利擁護支援に関する分野（事業）⇒権利擁護係
と事業仕分けをします。

(3) 各係・担当が連携しやすい体制づくり

- ① 「室長」「各係長」の連絡調整会議の開催
- ② 各担当が参加する「課題調整会議」の開催

沖縄市社協 総合相談体制のイメージ図（案）



7. 財政に関する目標

【現状と課題】

法人単位資金収支計算書から財務の現状を確認すると、令和5年度の決算時で、繰越事業資金額を表す当期末支払資金残高は、10,861,802円となっています。この繰越金の約1千万円は、大きな額で、順当に繰り越し出来ているかに思われますが、その中の約2,460,000円は、コロナウィルスの影響で生活困窮に陥った方々への「特例貸付制度の、事務費・人件費等の受託金」としてこの事業に限定して使われる資金であり、法人運営事業や他の事業へは流用できないことになっています。つまり、実質の繰越額は約7,540,000円となります。

一方で、社協の会計の都合上、毎年度当初、各事業補助金・受託金等の収入が入ってくるまでの間、4月分・5月分の給与等の支払いに充てるための資金が、約12,000,000円必要となります。令和6年度の年度当初の事業資金としては、4,460,000万円の不足が生じている状態です。

この不足分については、財政調整積立金から一時立て替へと、沖縄市の担当部局の配慮により、一部の補助金を早めに支出していただく対応により給与等を支払っています。

しかし、これはあくまで臨時的な対応であり、繰越金が年度ごとに金額が違い一定しないことと、財政調整積立金は、取り崩したことにより不足分をおぎなえる状況ではなく、繰越金額を年度当初の給与の支払いとして運用する事を考えると、安定した財政運営が出来ていない状況と言えます。

【財政目標】

①役員構成の検討と役員による事業推進体制の強化

主体的な経営判断を行うため、財政に対して多様な立場から幅広く意見や助言が出来る役員構成とする必要があります。また、財源確保のための事業展開や会員獲得等に向けて役員による取り組みを強化し、役職員一体となって推進する体制を強化します。

②特別会員制度の整備と拡充

社協の財源の中でも重要な位置を占める「特別会員制度」を見直し、より増収が見込めるようランク別会員制度を整備します。

③社協の特性を活かした新規事業の検討

社協の特性である「先駆性」「公益性」等を活かした新規事業への取り組みについて、検討を継続していきます。ただし、実施する際には社協の「信頼性」を損なわないような事業展開に配慮します。

④専門家や有識者、企業・経済団体等の活用と連携

社協の組織や経営に助言を求めため経営アドバイザーの登用や、社協あり方委員会の設置による専門家等の活用と、社会貢献活動に取り組む企業との連携による職員間交流の実施、企業経営者や経済団体等との意見交換会等の実施による社協事業への理解促進への取り組みを推進します。